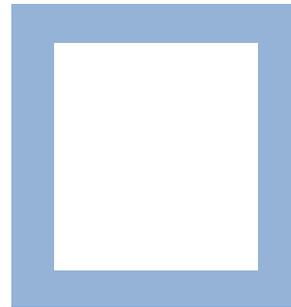
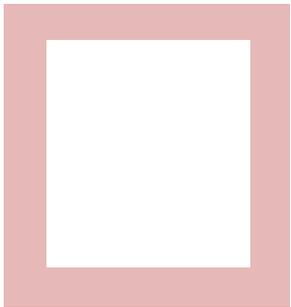
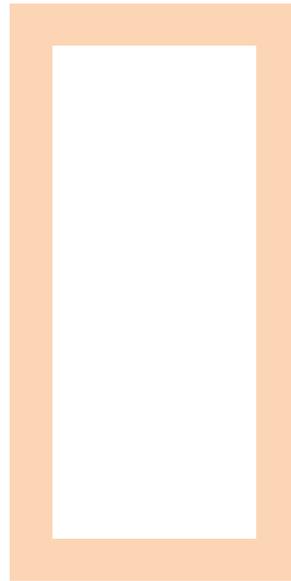
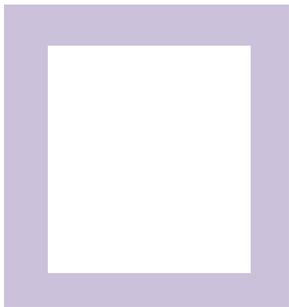
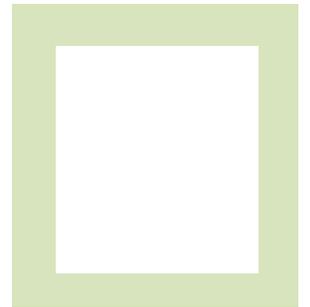


草加市地域経営指針

Ver. 3



2020年3月



はじめに

草加市では、全国に先駆けて、平成9年(1997年)から行財政改革に取り組み、効果的・効率的な行財政運営を行ってきました。

その結果、(財)社会経済生産性本部が平成18年(2006年)に発表した行政コストや人口千人当たりの職員数から評価する生産性では、全国1位となるなど、一定の成果を上げてきました。

しかし、行財政改革の取組は、市民一人ひとりの「幸せ」や「豊かさ」にどう結び付いてきたのでしょうか。

これから私達を取り巻く社会は、人口が減少してだけでなく、少子化、超高齢化など、かつて経験したことのない状況を迎えようとしています。

また、近い将来、関東地方で発生するといわれている大規模な地震など自然災害への的確な対応も喫緊の課題となっています。

草加市は、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」を定め、市民、市議会、市のパートナーシップにより、「誰もが幸せなまち」をつくることをめざしています。

変わりゆく社会の中で、「幸せ」を感じてこのまちで暮らしていくためには、「地域の豊かさ」が必要です。

この「地域の豊かさ」を創出していくために、次の3つの理念を柱とする「地域経営指針」を策定しました。

●「地域の豊かさ」を最優先に考える

地域を豊かにするためにはどうしたらいいのかを最優先に考える。

●つよいまちをつくる

社会状況の変化や災害に対応できる「つよいまち」をつくる。

●「資源」を有効に活用する

人材、財産、文化、情報など、地域の「資源」を有効に活用する。

本指針に基づき、市民と行政が、ともに考え、ともに行動し、市民一人ひとりが「豊かさ」を実感し暮らしていけるように、また、草加市が、暮らしたい、訪れたいと思われるまちになるように、まちの魅力や付加価値を高め、「地域の豊かさ」の創出に向けた取組を進めてまいります。

目次

第1章 行財政改革から地域経営へ	…	1
1 行財政改革の取組	………	3
2 「地域の豊かさ」を創出する	………	4
3 地域経営の理念	………	6
4 位置づけ・対象期間	………	7
第2章 草加市の現状と課題	…	9
1 人口	………	11
2 財政	………	13
3 産業	………	16
4 防災	………	18
第3章 「地域の豊かさ」を創出するために	…	19
1 とともにまちをつくる	………	21
2 「地域の豊かさ」を創出する取組	………	22
3 地域経営を進める市役所	………	24
資料編	…	27
1 検討経過	………	29
2 検討組織	………	30
3 推進体制	………	33

第1章

行財政改革から

地域経営へ

- 1 行財政改革の取組
- 2 「地域の豊かさ」を創出する
- 3 地域経営の理念
- 4 位置づけ・対象期間

市制60周年記念アニメ

『きみの待つ未来へ』



少子化、超高齢化の進行など、私たちが、かつて経験したことのない社会を迎えようとしています。

こうした社会の変化に対応していくためには、地域にある「資源」を有効に活用し、市民が「豊かさ」を感じられるまちづくりを進めていく、つまり、草加市という「地域を経営」していく視点が必要です。

この章では、これまでの取組とこれから必要な視点について整理します。

1 行財政改革の取組

草加市では、昭和60年(1985年)から、ムダをなくし、効果的・効率的な行財政の運営を行うことを目的とする行財政改革に取り組んできました。

特に平成18年度(2006年度)から平成22年度(2010年度)までの第四次行財政改革においては、その財政的な効果も考慮し取り組んだ結果、市税等の収納率の向上や市有資産の有効活用などにより、歳入面では約15億円の歳入増が、また、市役所職員の定員適正化、外部委託の推進などにより、歳出面では約22億円が削減され、合計で約37億円の財政効果を上げています。

しかし、こうした行財政改革の取組は、端的に言えば、市民生活の向上という効果よりも、効率性や経費削減を重視したものであり、行政の内部的な取組が中心でした。

第一次行財政改革

(昭和60年度(1985年度)
～平成4年度(1992年度))

効率的な行財政運営のもとに積極的に市政の諸問題に対応する

- ・OAの推進
- ・文書管理・情報公開の推進
- ・事務事業の見直し
- ・窓口サービスの改善
- ・使用料・手数料の見直し など

第二次行財政改革

(平成9年度(1997年度)
～平成13年度(2001年度))

コスト削減、事務事業、サービスなどの見直しを行い、効率的な行財政運営を図る

- ・行政運営システムの改善
- ・行財政運営の効率化・財政基盤の強化
- ・地方分権の推進
- ・広域行政の推進
- ・推進体制の整備 など

第三次行財政改革

(平成14年度(2002年度)
～平成17年度(2005年度))

市民と協働できる行政をめざし、新たな行財政システムを構築する

- ・市民の視点からの行財政システムの改革
- ・経営感覚の導入
- ・職員の意識改革、市民サービスの質の向上

第四次行財政改革

(平成18年度(2006年度)
～平成22年度(2010年度))

「市民納得度の高い市役所」を実現し、市民の負託と信頼に応える

- ・新しい行政経営システムの構築
 - ・職員改革の実施
 - ・新しい市民サービスのあり方の確立
 - ・市民とのパートナーシップの実現
- 5年間で37億2,060万円の財政的效果

2 「地域の豊かさ」を創出する

1 | 大きく変化していく社会状況

国立社会保障・人口問題研究所では、わが国の総人口は、2015年国勢調査による1億2,709万人から、2053年には1億人を割って9,924万人となり、2065年には8,808万人になるものと推計されています。

また、人口が減少するだけでなく、年齢構成も大きく変化し、2065年には、14歳までの年少人口の割合は10.2%(2015年時点で12.5%)に、65歳以上の老年人口の割合は38.4%(同26.6%)になるものと推計されています。

こうした人口減少、少子化、超高齢化などの社会変化については、程度の差こそあれ、草加市においても、同様の状況を迎えようとしています。

高齢社会を迎えた現在、大きな社会問題となっているのが、高年者の単身世帯の増加です。また、少子化、若い世代の未婚化、核家族化が進む中で、コミュニティの希薄化が進み、人と人のつながりが薄れ、誰にも相談できずに悩みを抱え、不安を感じている人も少なからずいます。

2 | 「地域の豊かさ」とは何か

私たちが、かつて経験したことのない社会を迎えるに当たって、行政内部の効率性を追求する行財政改革を、市民が豊かに暮らすために効果的な取組に転換していかなければなりません。

豊かな暮らしとは、様々な価値観を持つ人々が、自分らしく生活し、幸福を見いだせる暮らしを送ることです。

また、東日本大震災で私たちが身を持って体験したことは、人と人の「つながり」＝「絆」の大切さです。

人と人の「つながり」やそこから生まれる「安心感」は、「豊かさ」を実感する上で、重要な要素です。

「地域の豊かさ」とは、一人ひとりがつながり、支え合う中で、安全で安心して暮らせること、健康な生活を送れること、居住環境が快適であること、趣味や仕事に生きがいを見出せることなど、暮らしの中に「豊かさ」を実感できるまちであり、経済的に高い収入があることだけを意味するものではありません。



3 | 市民も行政も「地域の豊かさ」創出の担い手

草加市では、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」を定め、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを進めています。

「地域の豊かさ」を創出する担い手も、行政だけではありません。

市民も、行政も、ともに知恵を出し合い、持てる資源を活用し、「地域の豊かさ」を創出するために様々な取組を進めていく必要があります。

「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」では、「草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体」を「市民」と定義しています。

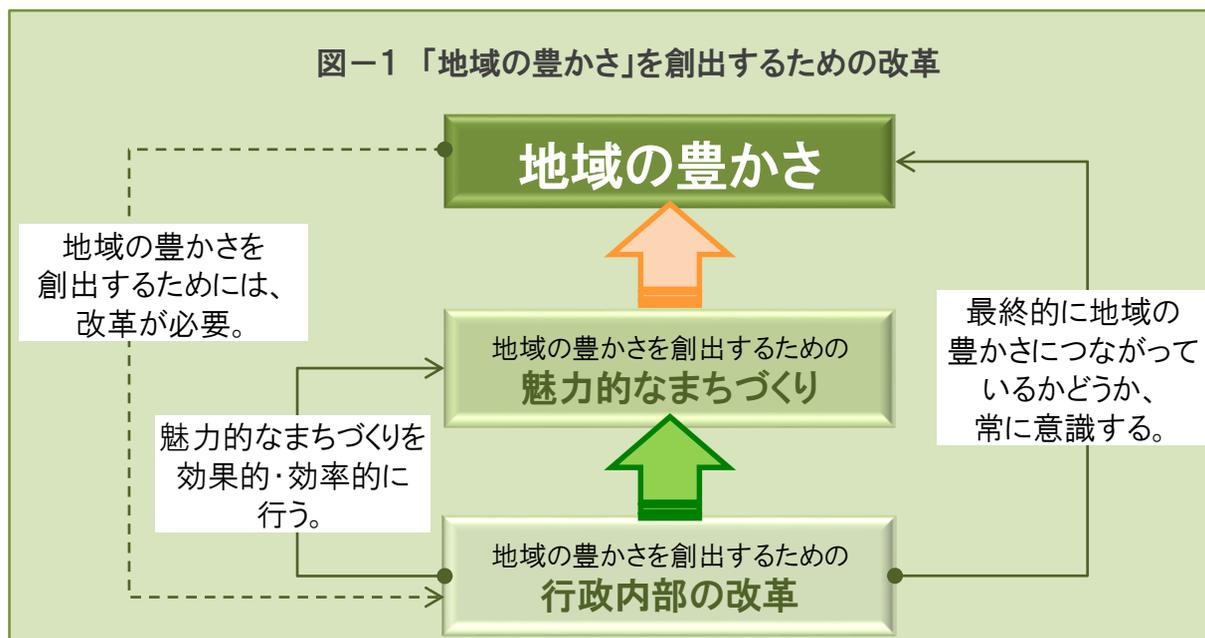
この指針でも、個人だけでなく、行政以外の様々な主体を「市民」とします。

4 | 「地域の豊かさ」を創出するための改革

「地域の豊かさ」を創出していくため、「行財政改革」から「地域経営」へ取組の方向性を転換していきますが、これは「行財政改革」の視点そのものを否定することではありません。

「地域の豊かさ」を創出するためには、草加市で暮らしたい、訪れたいと思える魅力的なまちづくりが必要です。

この魅力的なまちづくりのために、限られた財源の中で「地域の豊かさにとって何が効果的か」ということを優先的に考え、これまでの「行財政改革」の視点も踏まえ、効率的に取り組むことこそが、本当の意味でこれから必要になる「改革」となるのです。



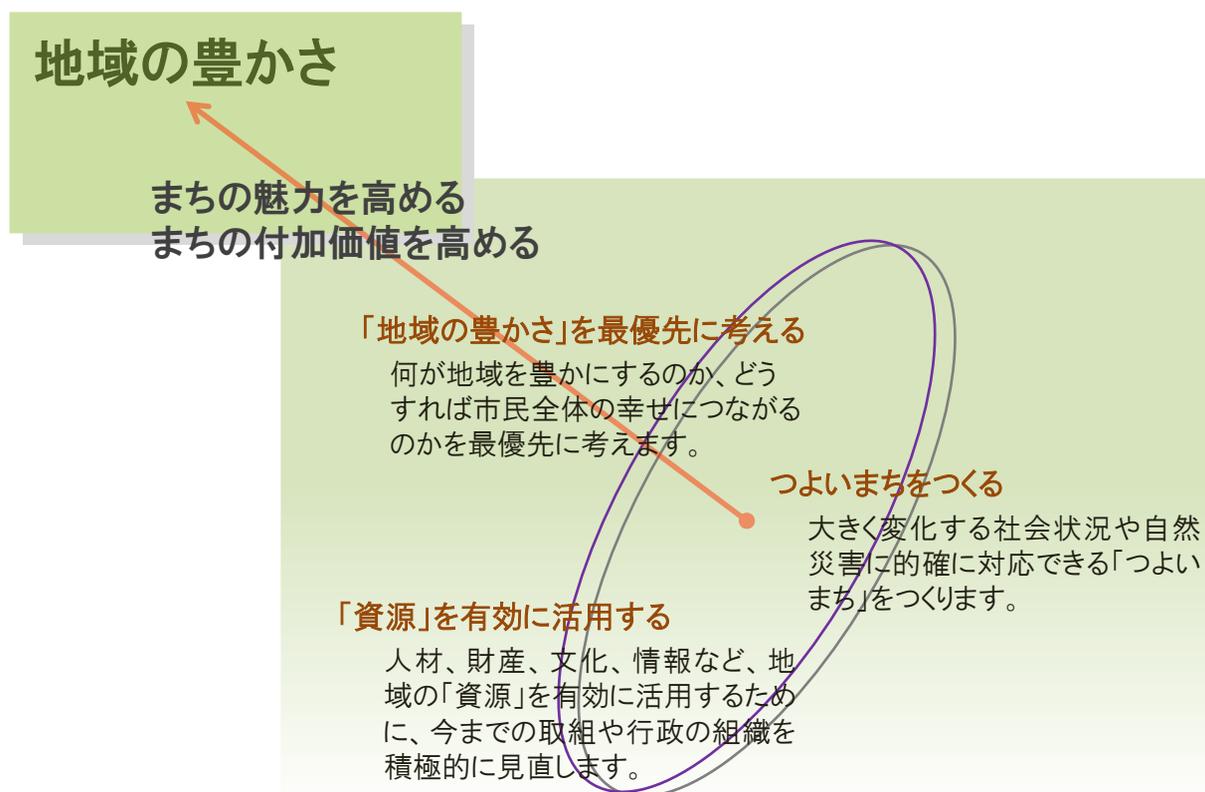
3 地域経営の理念

地域経営とは、「地域の豊かさ」の創出を最終目的とし、まちの魅力を高め、まちの付加価値を高めるために、市民と行政が、ともに考え、ともに取り組むことです。この指針では、地域経営を進めるために、次の3つの理念を掲げます。

— 地域経営の理念 —

- 「地域の豊かさ」を最優先に考える
- つよいまちをつくる
- 「資源」を有効に活用する

図-2 地域経営の考え方



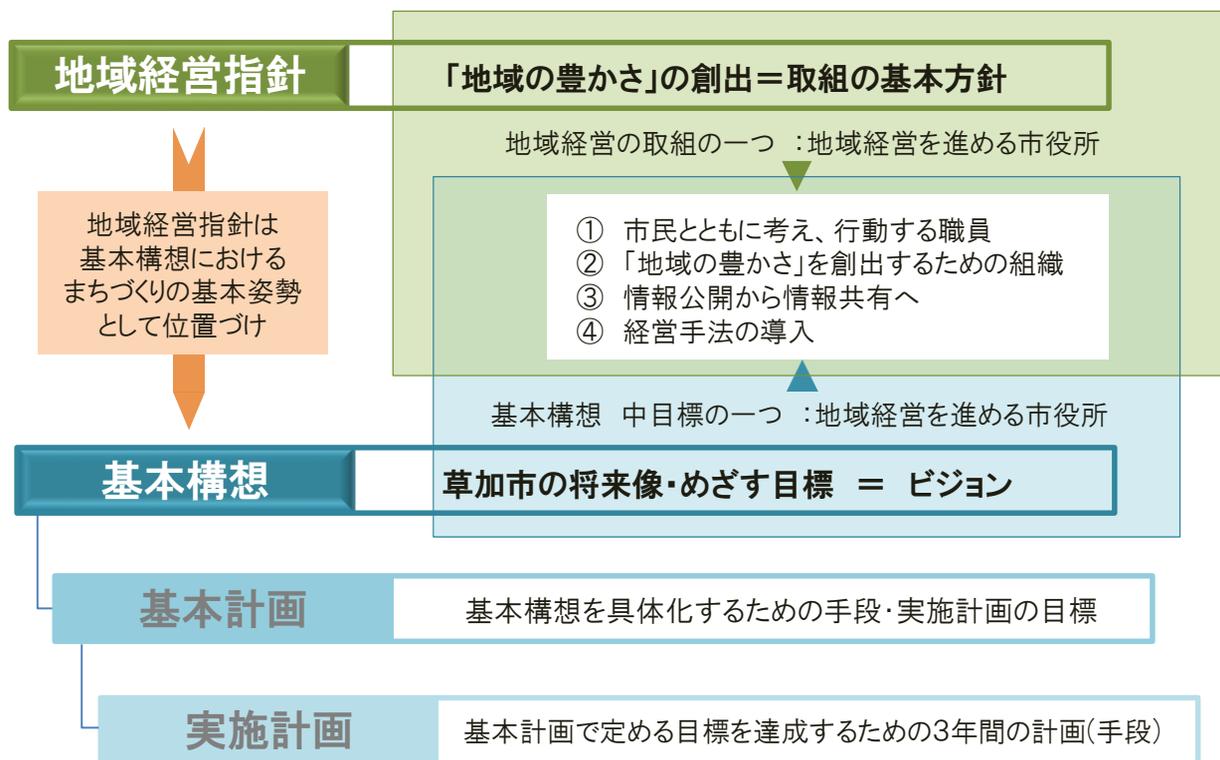
4 位置づけ・対象期間

1 | 地域経営指針の位置づけ

地域経営指針は、市民と行政がともに「地域の豊かさ」を創出していくための基本方針をまとめたものです。

これに対し、第四次草加市総合振興計画基本構想、第二期基本計画は、草加市の将来像・めざす目標を示すビジョンと位置づけられます。

図-3 地域経営指針の位置づけ



2 | 対象期間

令和2年度(2020年度) ～ 令和5年度(2023年度)

地域経営の取組については、第四次草加市総合振興計画基本構想(平成28年度(2016年度)～令和17年度(2035年度))の取組と連動していきながら、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、随時見直しを行っていきます。

第2章

草加市の現状と課題

- 1 人口
- 2 財政
- 3 産業
- 4 防災

市制60周年記念アニメ

『きみの待つ未来(ばしょ)へ』 百代橋



「地域の豊かさ」を創出するまちづくりを進めていくためには、まず、まちが、現在どのような状況にあり、どのような課題を抱えているのか、把握・分析する必要があります。

この章では、草加市の現状と課題について整理します。

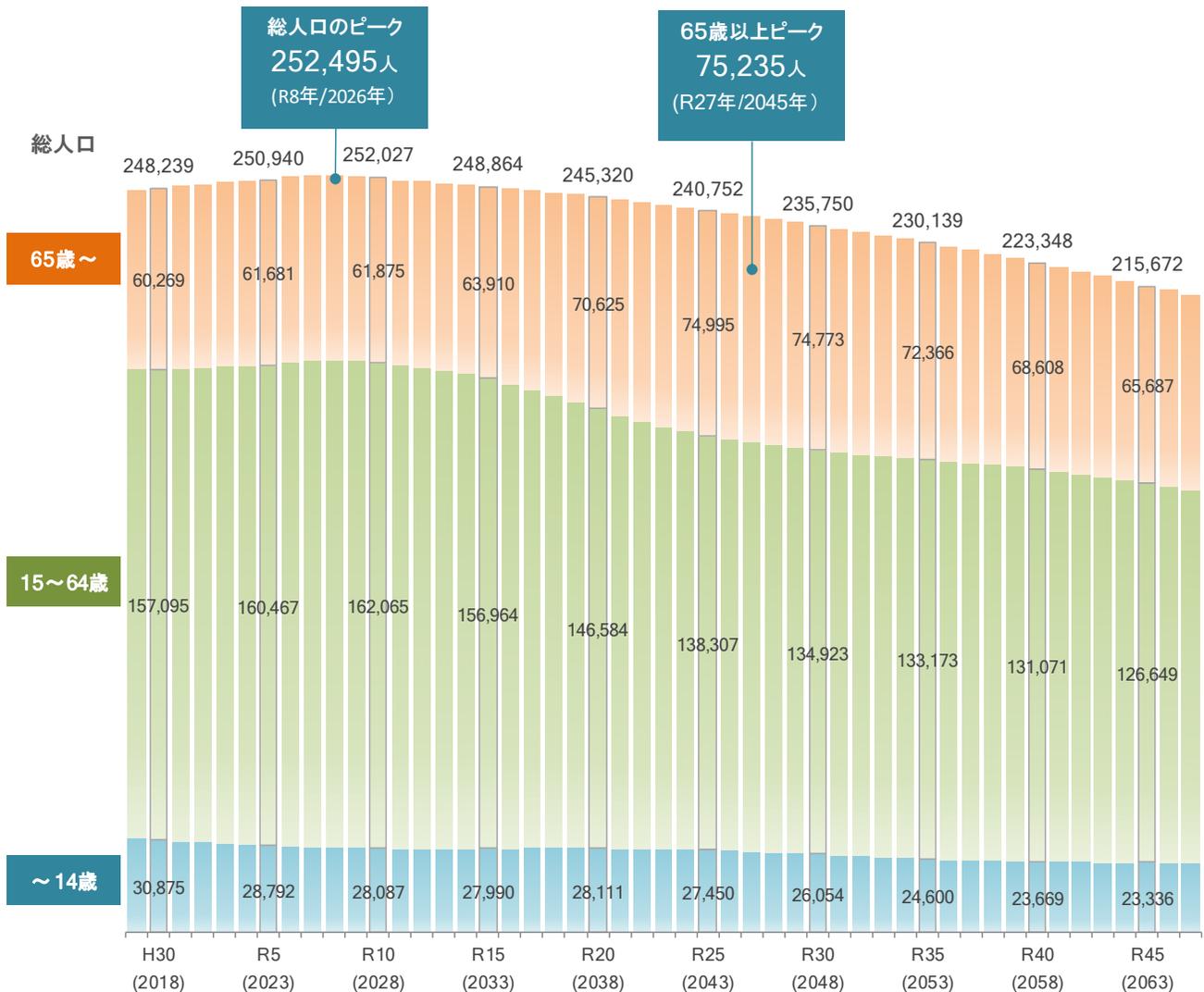
1 人口

1 | 人口変動

草加市の人口は、令和8年(2026年)頃までは微増し続け、その後は緩やかに減少していくものと推計されます。

また、65歳以上の高年者については、令和27年(2045年)には約7万5千人(平成30年(2018年)と比較して約1.25倍)に達するなど、急速に高齢化していくものと推計されます。

図-4-1 草加市の年齢3区分人口の推移 (単位:人)



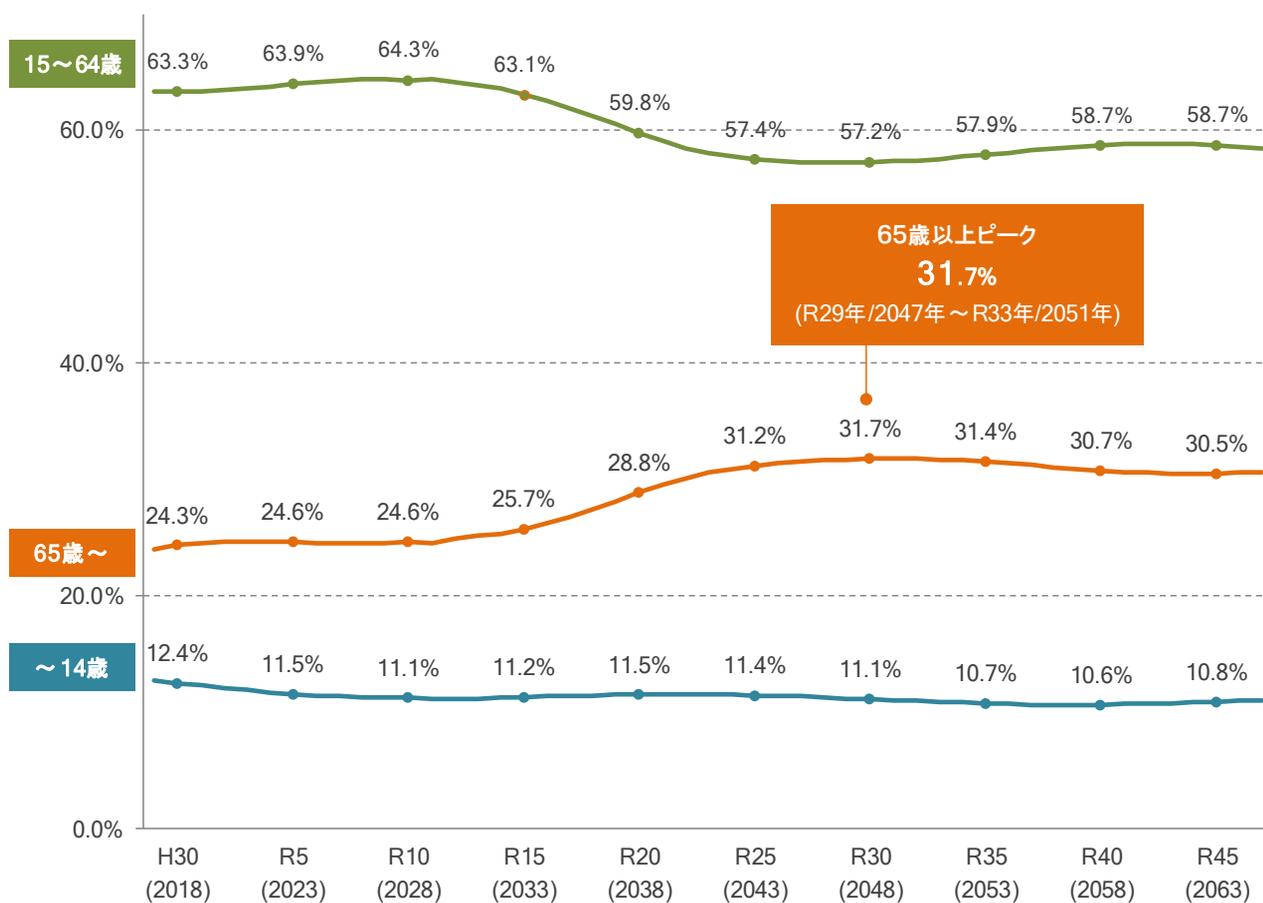
平成30年(2018年)4月1日時点の住民基本台帳を基にした総合政策課による独自推計

2 | 人口構成

年齢区分の構成比は、今後変化していくものと推計されます。

65歳以上の老年人口比率は令和29年(2047年)には31.7%まで高まる一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口と14歳以下の年少人口は、減少し続けていくものと推計されます。

図-4-2 草加市の年齢3区分人口の推移



平成30年(2018年)4月1日時点の住民基本台帳を基にした総合政策課による独自推計

課題

人口減少と少子化・超高齢化の進行、
生産年齢人口の減少

2 財政

1 | 歳入・歳出の状況

歳入の特徴としては、市税などの自主財源は増加していますが、歳入全額に占める割合は低くなってきています。逆に国県支出金などの依存財源の割合が高くなってきています。

歳出の特徴としては、福祉や子育て支援などの事業を行う民生費が年々増加しているのに対し、道路工事などの事業を行う土木費は大きく減少しています。

図-5-1 草加市の一般会計決算額(歳入)の推移 (単位:億円)

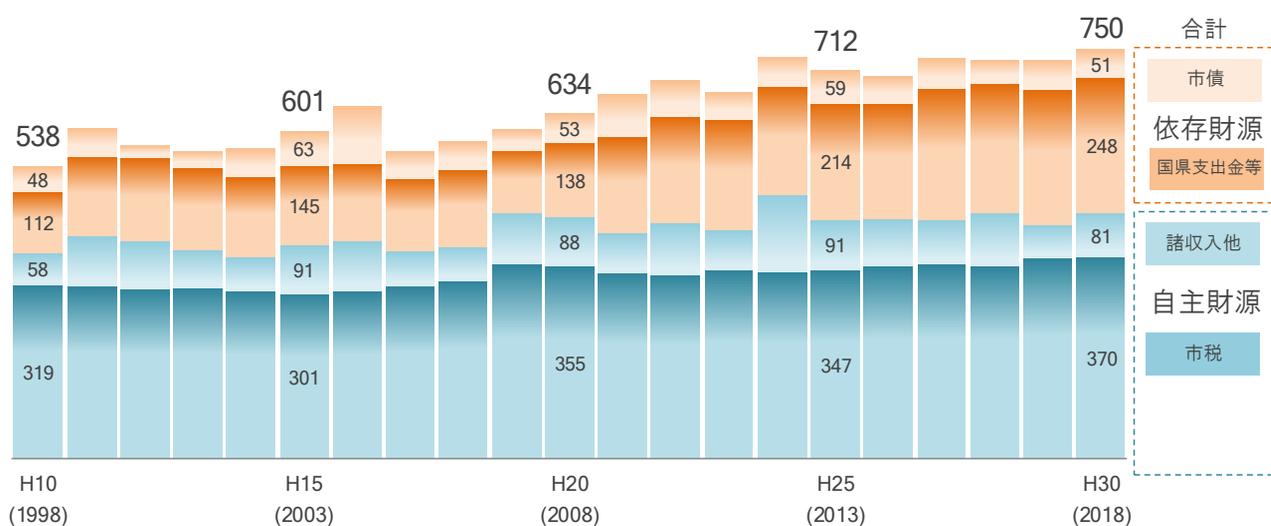


図-5-2 草加市の一般会計決算額(歳出)の推移 (単位:億円)

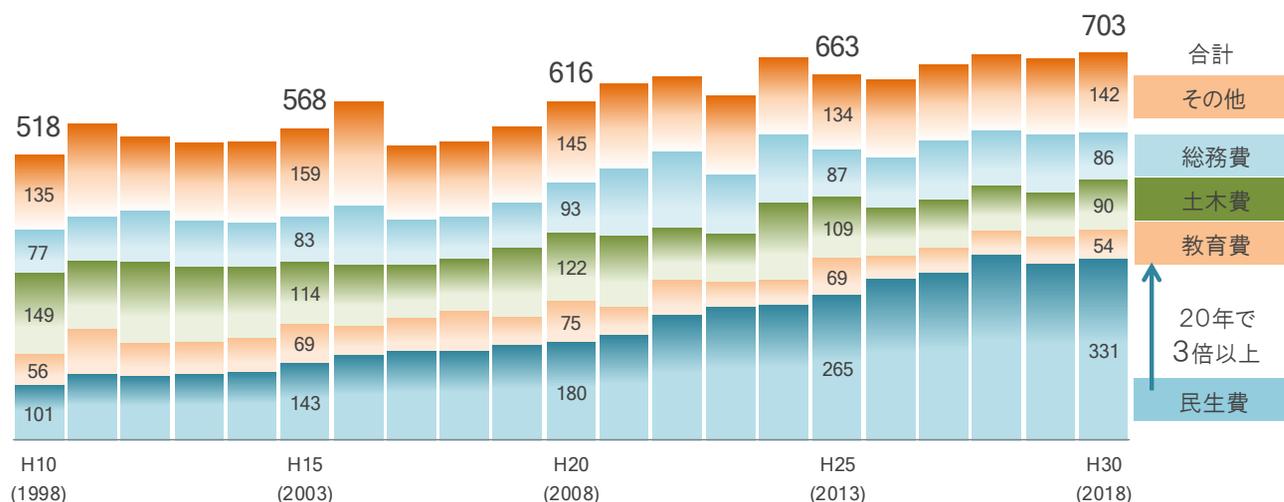


図-5-1、図-5-2ともに各年度決算書より作成



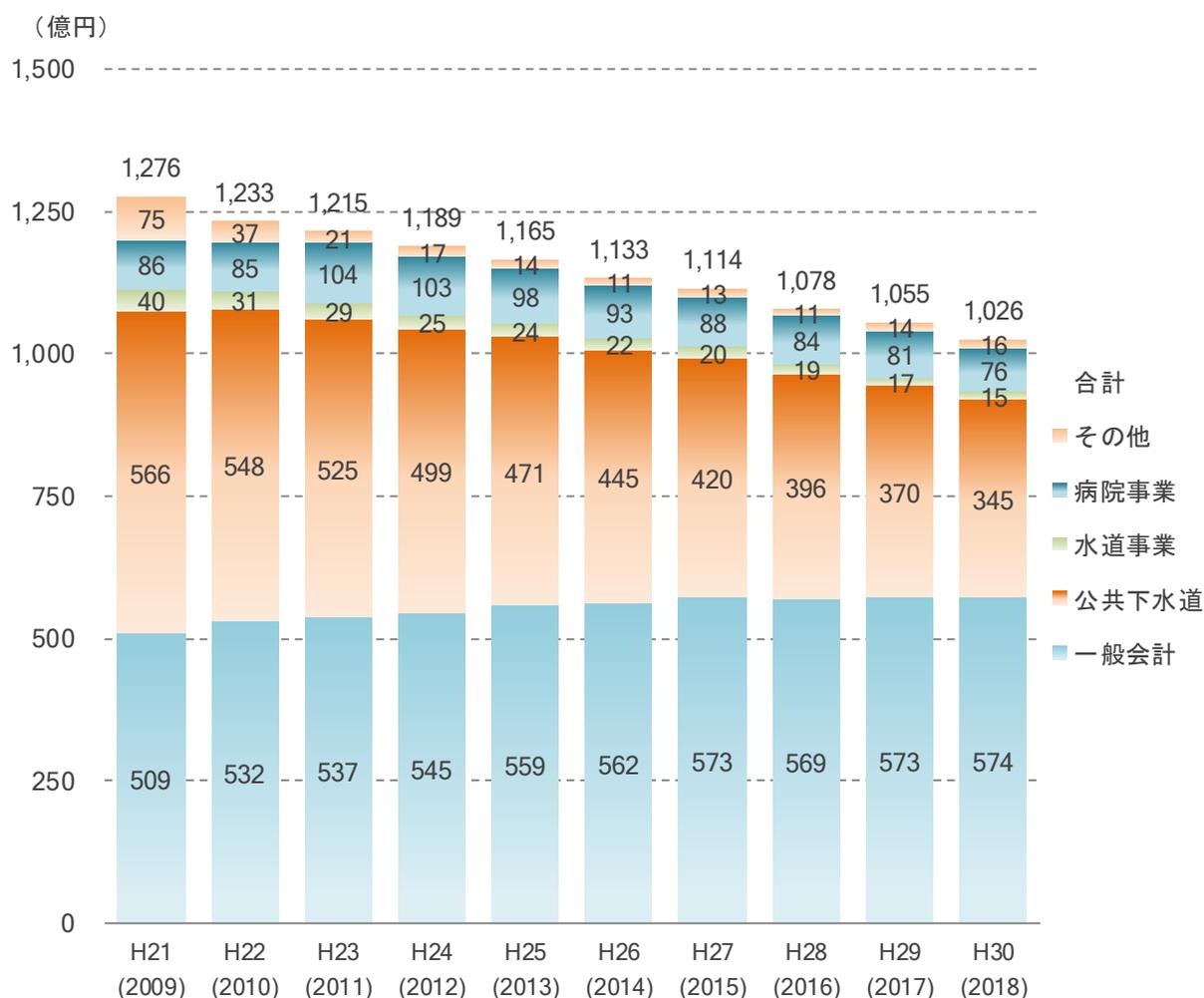
歳入…市税など自主財源の比率の低下
歳出…福祉や子育て支援などの民生費の増加

2 | 借入金の状況

借入金(市債)は、綾瀬川の水質改善や台風、大雨による水害を最小限に抑えるために行ってきた下水道や排水路の整備、学校の建替や校舎等の耐震化などの財源に充てたもので、草加市の治水や子どもたちの安全は着実に向上してきました。

また、こうした取組を進めながらも、効率的な行財政運営を進めた結果、ここ数年、借入金は着実に減少しています。

図-6 会計別借入金残高推移



各年度決算書より作成

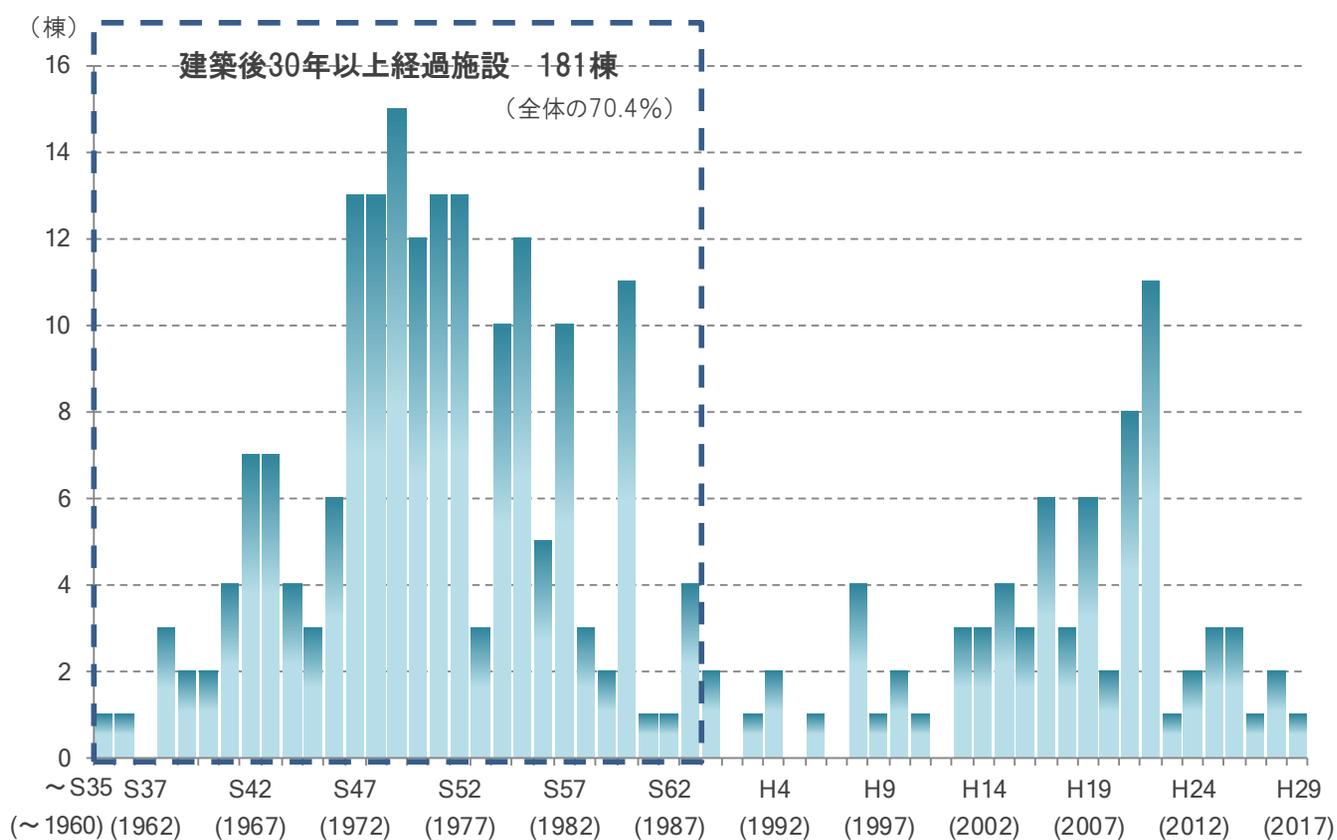
課題

将来的な負担を考慮したバランスの取れた財政運営

3 | インフラ・公共施設の状況

草加市は、昭和40年代以降の急速な人口増加に併せ、下水道、道路などのインフラや公共施設の整備を進めてきましたが、こうして整備した施設などの老朽化も進んでいます。

図-7 公共施設の建設年次



平成29年度(2017年度)公共施設現況調査票より作成



課題 インフラ・公共施設の老朽化対策に必要な経費の増加

3 産業

1 | 市内の産業

平成28年調査時点の市内の産業分類では、事業所数・従業者数共に、「卸売・小売業」が最も多く、以下「製造業」、「宿泊業，飲食サービス業」と続いています。

事業所数は、平成28年調査時点で7,288の事業所があります。平成21年と比べると、全体で928の事業所が減少しており、産業別では、「医療，福祉」など一部の産業を除き、減少傾向にあります。

従業者数は、平成28年調査時点で70,731人です。平成21年と比べると2,890人減少しており、産業別では、「医療，福祉」など一部の産業を除き、減少傾向にあります。

図-8-1 産業大分類別事業所数の構成と変化（単位：事業所）

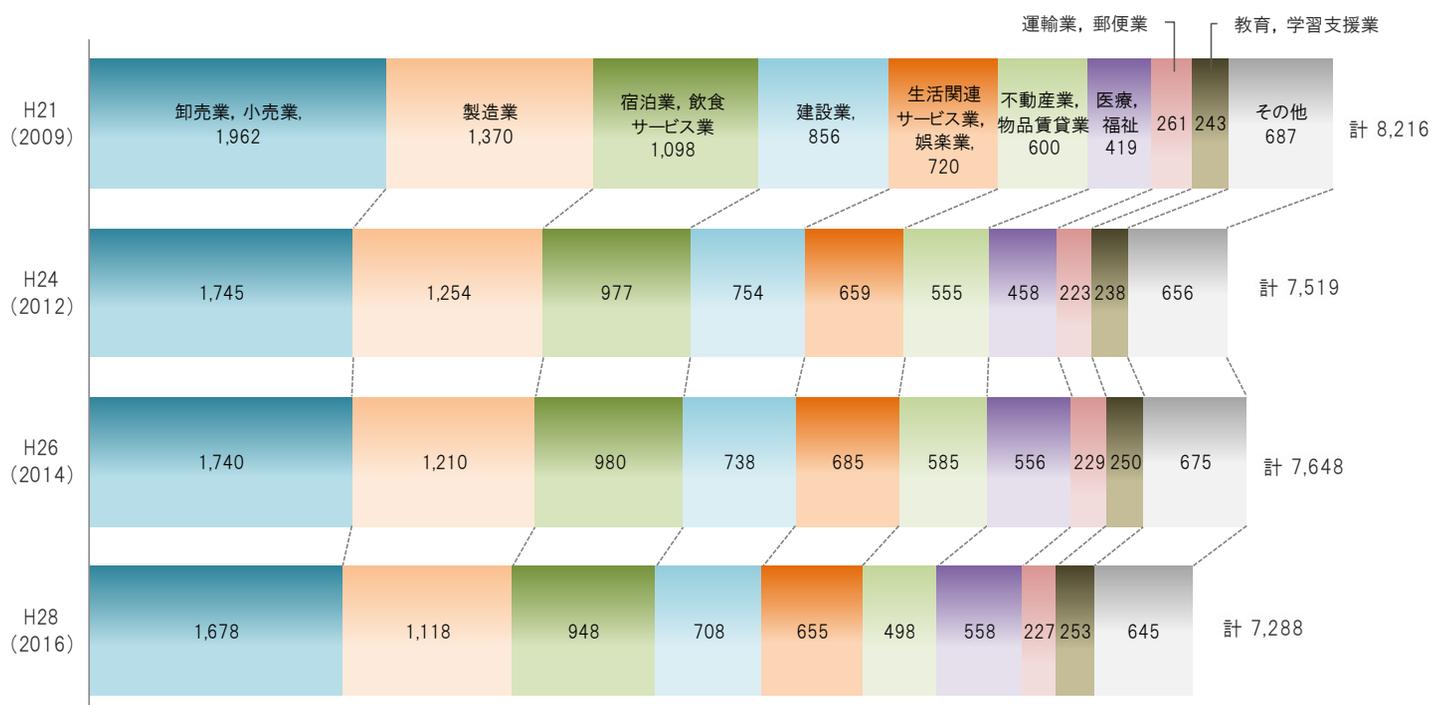


図-8-2 産業大分類別従業者数の構成と変化 (単位:人)

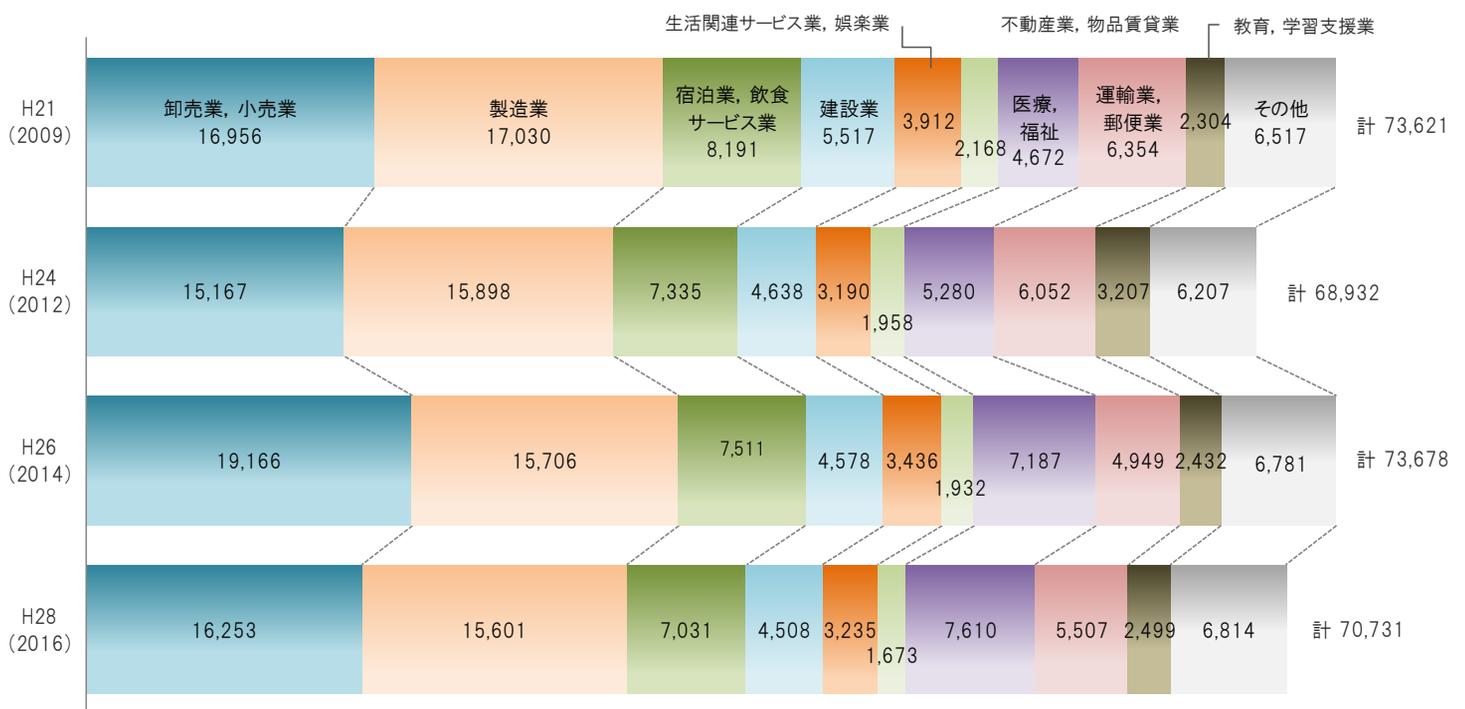


図-8-1、図-8-2共に、総務省「平成21年・26年経済センサス基礎調査結果」及び「平成24年・28年経済センサス活動調査結果」より作成
 ※民間事業所で集計。事業内容等不詳除く。



市内事業所数・従業者数の減少による 市内産業の衰退化

4 防災

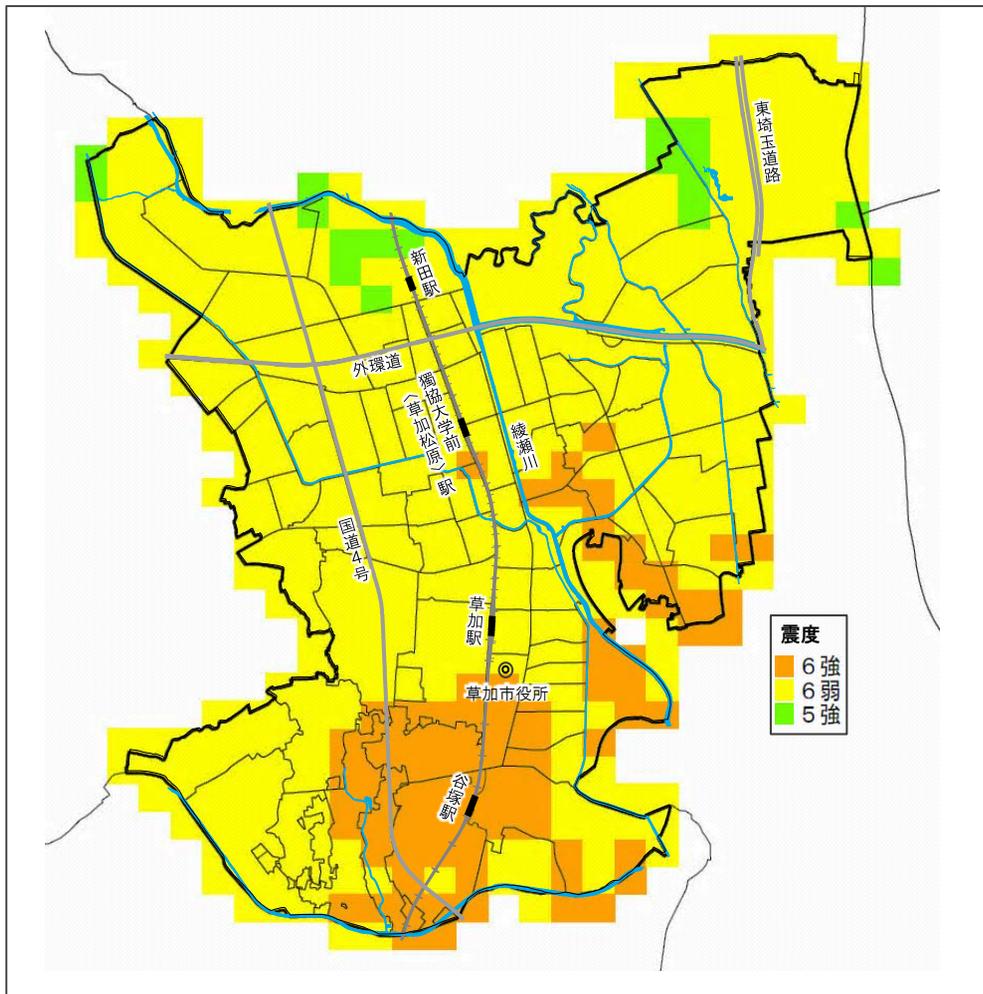
かつての草加市は、台風に弱く、多くの家屋、道路が冠水し、たびたび水害に悩まされてきましたが、昭和50年代半ば頃から、河川激甚災害対策特別緊急事業を始めとして、河川改修、排水路整備など様々な対策事業を行い、浸水被害はほとんど見られなくなりました。

一方、地震については、関東大地震から90年以上経過した現在、関東地方は活動期にさしかかろうとしているものとみられており、草加市においては、東京湾北部を震源とする地震の被害が懸念されます。

地質については、市域全域が軟弱な沖積層であり、地震災害の影響を受けやすく、地下水位も高いため、表層の砂質部が液状化を生じさせやすい状況になっています。

(『草加市地域防災計画(震災対策編)・(風水害対策編)』から抜粋・加工)

図-10 東京湾北部地震の震度分布



(「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査資料」を基に一部加工)

課題

地震災害の影響を受けやすい特性と
東京湾北部地震への備え

第3章

「地域の豊かさ」を

創出するために

- 1 とともにまちをつくる
- 2 「地域の豊かさ」を創出する取組
- 3 地域経営を進める市役所

市制60周年記念アニメ

『きみの待つ未来(ばしょ)へ』 草加駅東側道路



「地域の豊かさ」を創出するためには、まちの魅力・付加価値を高めるという視点で、草加市にある人的・物的「資源」を有効に活用しながら、市民と市民、市民と行政がつながりを強め、大きく変化する社会状況や自然災害に的確に対応でき、安心して暮らすことができる「つよいまち」をつくる必要があります。

この章では、草加市の地域経営の取組について整理します。

1 とともにまちをつくる

1 | 市民の結束力を高める

同じ地域に住む人、同じ趣味を持つ人、同じ悩みを抱える人、同じ問題に興味がある人など、様々な人々がつながることで、安心感が生まれ、「暮らしやすさ」＝「豊かさ」が実感できるまちになります。

市民同士の「つながり」・「支え合い」によって高まるコミュニティ力こそ「まちの力」です。

市民の結束力を強め、「まちの力」を高める取組を進めていきます。

2 | 市民の力が活きる取組を進める

市民一人ひとりが、自分の暮らすまちに関心を寄せ、関わりを持つことで、暮らしやすいまちへ変わっていきます。それは市民の権利でもあり、市民がまちづくりに関わりやすい環境を創出することは、行政の重要な役割です。

草加市は、こうした考えから平成16年(2004年)に「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」を施行し、市民協働の分野では、全国的にも先進的な取組を進めてきました。

これからも、この条例の理念に基づき、様々な施策を展開する上で、「市民の力」が活きる取組を進めていきます。

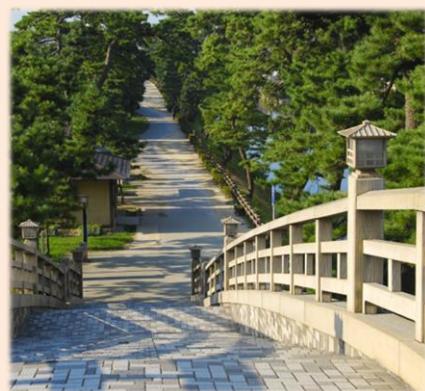
市民によるまちづくり

草加松原の復活

かつて800本以上あった草加松原の松は、高度経済成長期に自動車の排気ガス等によって枯死し、古木が60本程度まで減少してしまいました。

これを憂えた市民の有志が松の木の補植を始め、その輪が次第に広がり、多くの市民が補植に関わっていったことによって、現在では634本まで回復しました。

草加松原は、平成26年(2014年)に「おくのほそ道の風景地 草加松原」として国の名勝に指定され、草加市のシンボルとして散歩やジョギング、イベント会場など、市民の憩いの場として賑わいを見せています。こうした市民の力を活かしていくまちづくりが今後更に重要になります。



2 「地域の豊かさ」を創出する取組

1 「地域の豊かさ」を最優先に考える…視点

限られた財源の中で、施策を展開するために、これまで積極的に行財政改革を進めてきました。しかし、これから本格的な人口減少社会を迎える中では、「草加市で暮らしたい」、「草加市を訪れたい」と思われる魅力あるまちづくりを進める必要があります。

まちの活力を保ち、さらに高めていくため、「地域の豊かさ」を最優先に考え、まちの魅力や付加価値を高める取組を進めていきます。

2 つよいまちをつくる…手法

市民が安心して暮らし、「豊かさ」を実感できるまちにするためには、大きく変化する社会状況や自然災害へ対応することが必要です。

これらに的確に対応できる「つよいまち」をつくるためには、草加市の置かれた状況を分析し、長期的な視点に立って、施策を展開していく必要があります。

「つよいまち」とは、単に「災害に強い」ということではありません。

防犯、防災、環境負荷の低減などの環境面、健康・社会保障、子育て、文化などの社会面、観光、産業、雇用などの経済面の3つの側面に「つよいまち」、バランスの取れたまちをめざし、体系的にまちづくりを進めます。

3 「資源」を有効に活用する…手段

まちの魅力・付加価値を高めるためには、草加市の「強み(良いところ)」をさらに伸ばすだけでなく、「弱み(良くないところ)」は克服し、逆に「強み」に変えていく必要があります。

草加市には、まちづくりや生涯学習活動を行う多くの市民、東京都心への近さ、大学や数多くの事業所の立地、草加松原をはじめとする歴史・文化など様々な「資源」があり、ここまでの発展を支えてきました。

「地域の豊かさ」を創出するために、これまで挙げてきた豊富な資源や様々な課題などから見えてきたまちの「強み」、「弱み」を的確に把握した上で、草加市にある「資源」を有効に活用し、新たな「資源」を見つけ出すだけでなく、さらに複数の「資源」の融合による新しい「力」や「価値」を創造していくことも念頭に置き、取組を進めていきます。

まちづくりの体系化

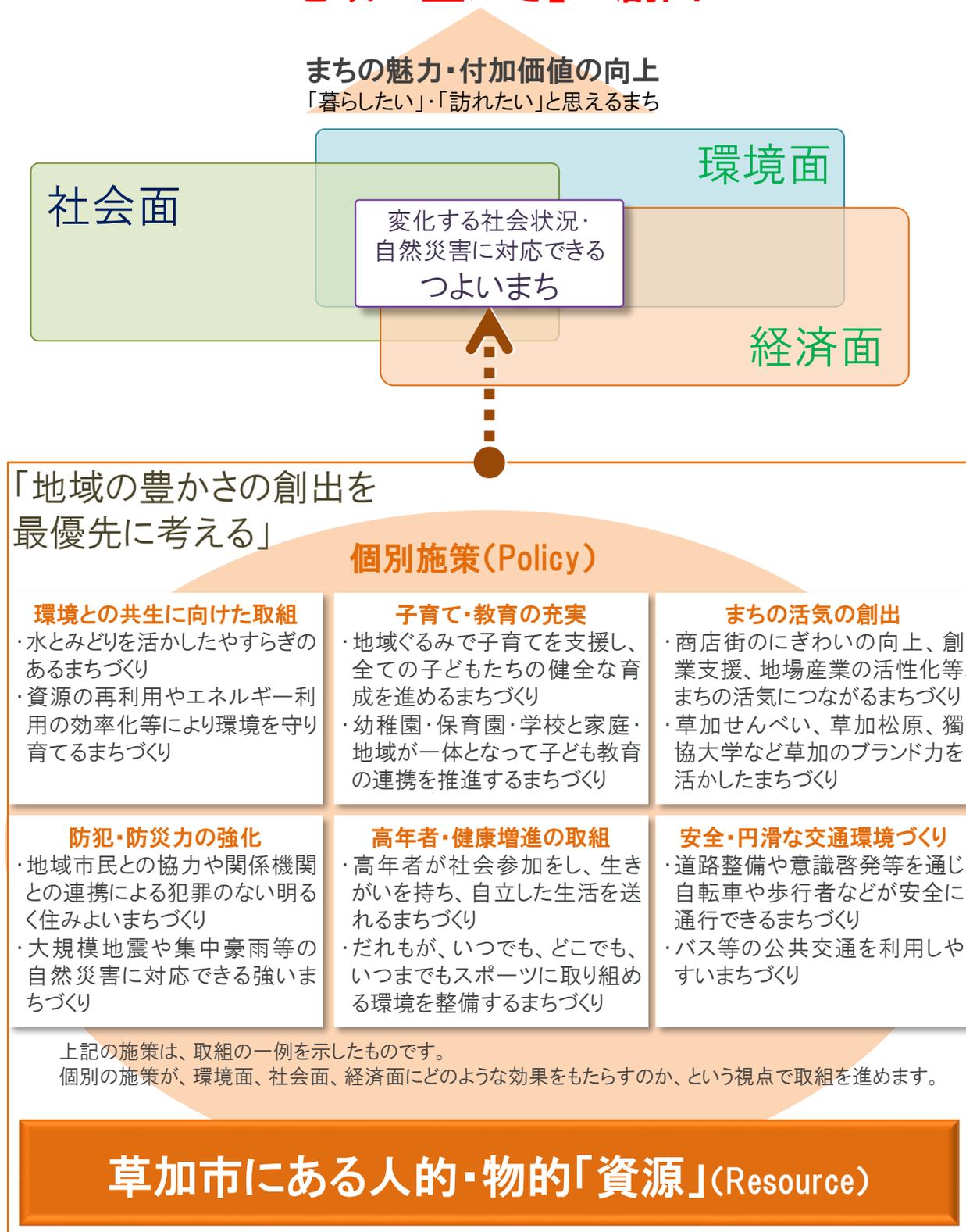
一石三鳥のまちづくり

例えば、土地に高低差がなく、市域が狭いという草加市の特性を考えたとき、自家用車から自転車の利用を促す施策を展開することにより、環境負荷の低減、適度な運動による健康増進、地元商店などでの購買促進など、1つの取組から様々な取組に効果が生じます。

公共施設などについても、この3つの側面への影響を意識し、草加市全体が魅力ある空間となるよう整備していきます。

図-11 「地域の豊かさ」を創出する取組(概念図)

「地域の豊かさ」の創出



3 地域経営を進める市役所

1 | 市民とともに考え、行動する職員

これまでも、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」の基本方針に定めている「市民参画」に基づき、計画や条例を始めとして様々な事業の立案段階から、市民が参画する取組を進めてきました。

「地域の豊かさ」を創出するためには、「行政が市民の声を聴くこと」から、さらに前進し、市民と行政が、共通の目標に向かって、ともに考え、ときに一緒に、ときにそれぞれが担うべき役割を果たしていかなければなりません。

これからも、この条例の趣旨に基づき、さらに「市民とともに考え、行動する」職員となるよう、人材育成を進めていきます。

2 | 「地域の豊かさ」を創出するための組織

「地域の豊かさ」の創出に向けて、職員の育成だけでなく、組織そのものを変えていきます。

・社会の変化に適切に対応できる組織

大きく変化していく社会状況において、「地域の豊かさ」を創出していくため、変化を的確に捉え、柔軟に対応できる組織にしていきます。

・多角的・横断的に取り組む組織

課題に対する取組の効果は、その取組だけにとどまらず、複数の取組に効果をもたらします。一つの目標に向かって、多角的な視点から対策を考え、組織内でも横断的に取組を進めていきます。

・前例にとらわれない組織

「地域の豊かさに効果があるか」という視点で検証を行う中では、取組そのものを見直さなければならないこともあります。例えば民間企業で導入されている手法も研究し、効果が見込まれるならば積極的に活用するなど、前例にとらわれない取組を進めていきます。



3 | 情報公開から情報共有へ

市民と行政がまちづくりについて考えていくとき、同じ情報を共有し、同じ認識に立つてこそ、同じ目標に向けて取組を進めることができます。

草加市の現在や将来に関する情報は、まちづくりを行う上で、重要な「資源」ともなります。

行政が持っている情報、特にまちづくりに関わる情報については、「公開」から「共有」できる仕組みづくりを積極的に進めていきます。

4 | 経営手法の導入

「地域の豊かさ」を創出するために、行政評価の見直し、マーケティング手法などの導入を進めます。

・「地域の豊かさ」のための行政評価の推進

草加市では、既に平成11年度(1999年度)から事務事業評価に、平成18年度(2006年度)からは施策レベルでの評価に取り組んでいますが、「地域の豊かさ」の創出に対してどのように効果があったのかを明確にすることができる指標や目標値を設定し、評価を行っていきます。

また、外部委員からなる草加市地域経営委員会において、行政から独立した第三者による外部評価を行い、地域経営の推進に取り組んでいきます。

・マーケティング手法・統計的分析手法の導入検討

「地域の豊かさ」の創出を最優先に考える行政運営を行うには、まちの現況を把握し、将来を予測するとともに、市民が求めていることは何かを把握した上で、必要な施策を実施する必要があります。

現在、市や国、県などが集計した統計や、市民の意向を確認できる市民意識調査、施策評価市民アンケート、窓口お客様アンケート、市長への手紙・Eメールなどのデータがあります。

また、日頃市民に接する中で得た意見や要望なども、地域のニーズを探る上で貴重なデータとなります。

このデータを有効なものとするために、統計学などの手法を用いて分析し、さらに施策に活用できる客観的な「根拠」に変換する必要があるため、特に計画づくりにおいて、マーケティング手法、統計的手法を積極的に導入していきます。

資料編

- 1 検討経過
- 2 検討組織
- 3 推進体制

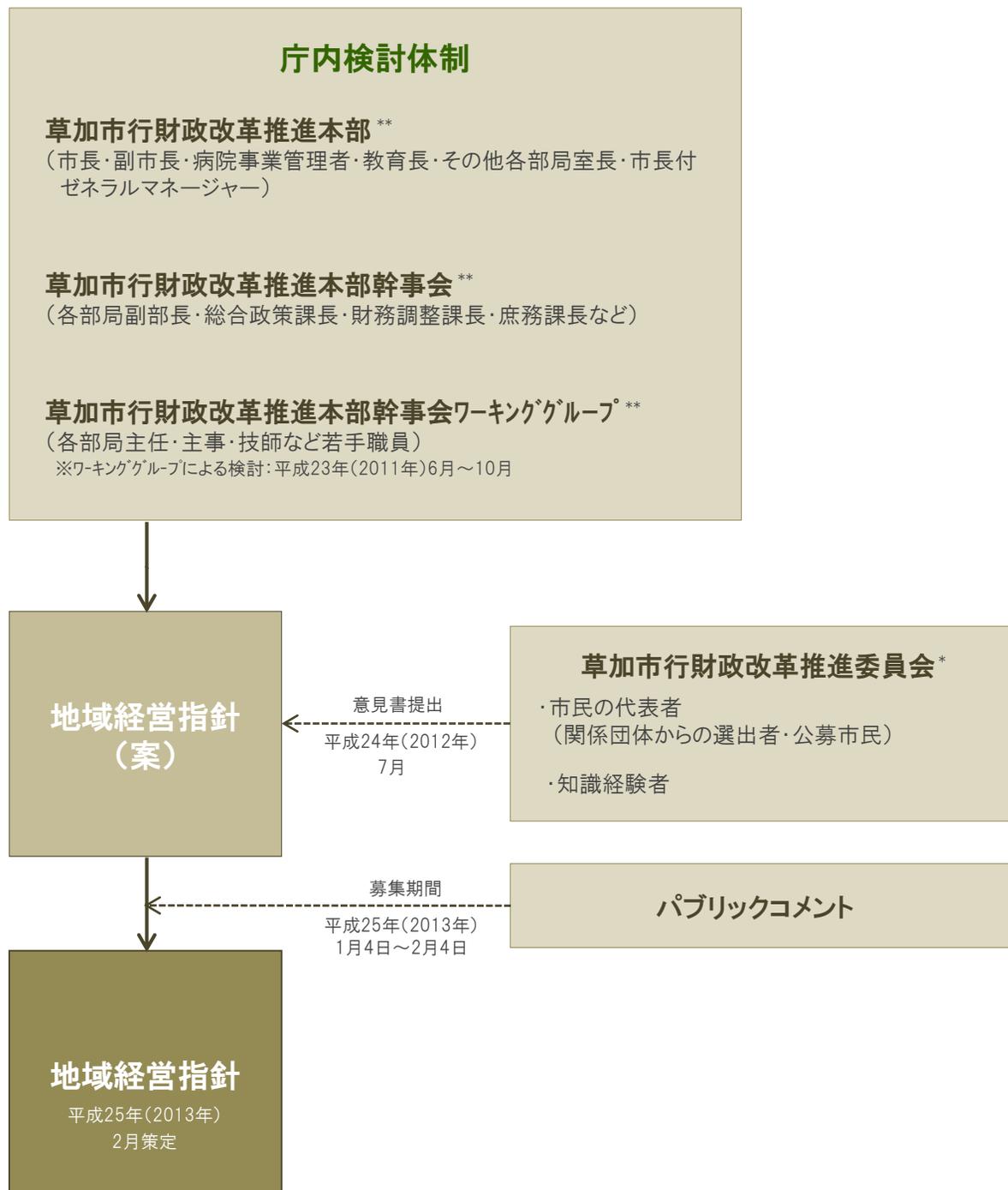
市制60周年記念アニメ

『きみの待つ未来(ばしょ)へ』 新田駅北側道路



1 検討経過

地域経営指針は、庁内で作成した素案に対し、市民の代表者、知識経験者により組織される草加市行財政改革推進委員会*に意見を頂いた上で、パブリックコメントを行い、策定したものです。



- ・ 草加市行財政改革推進委員会について規定する「草加市行財政改革推進委員会条例」は、平成27年(2015年)1月1日施行の「草加市地域経営委員会条例」に伴い廃止されました。
- **草加市行財政改革推進本部について規定する「草加市行財政改革推進本部設置規程」は、平成27年(2015年)6月12日施行の「草加市地域経営推進本部設置要綱」に伴い廃止されました。

2 検討組織

1 | 草加市行財政改革推進委員会

・設置根拠規程

※この条例は、平成27年(2015年)1月1日施行の「草加市地域経営委員会条例」に伴い廃止されました。

草加市行財政改革推進委員会条例

平成7年3月31日
条例第1号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的かつ効果的な市政の実現を目指し、本市行財政運営の全面的な見直しを行い、市民の理解と協力のもとに抜本的な行財政改革を実施及び推進するため、草加市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の求めに応じ、行財政改革大綱の策定に関し必要な事項を調査審議し、意見を述べること。
- (2) 市長からの行財政改革の推進状況に関する報告に対し、必要な意見を述べ、又は助言を行うこと。
- (3) その他行財政改革の実施及び推進に関し必要な意見を述べ、又は助言を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

一以下附則略一

・委員名簿 (任期:平成23年(2011年)2月10日～平成25年(2013年)2月9日)

	委員名	選出母体	役職等
1	伊藤 爲一郎 (委員長)	獨協大学	経済学部教授
2	谷古宇 孝 (副委員長)	商工会議所	副会頭
3	秋濱 政志	関東信越税理士会川口支部	
4	稲熊 明孝	市民公募	
5	内田 佳伯	町会連合会	副会長
6	鈴木 祐司	文教大学	越谷校舎事務局長
7	染谷 勝之	みんなのまち草の根ネットの会	
8	高橋 靖子	連合婦人会	副会長
9	永堀 洋司	(社)川口法人会	草加支部支部長
10	若林 千鶴子	市民公募	

2 | 草加市行財政改革推進本部(庁内検討組織)

・設置根拠規程

※この規定は、平成27年(2015年)6月12日施行の「草加市地域経営推進本部設置要綱」に伴い廃止されました。

草加市行財政改革推進本部設置規程

平成18年3月31日

訓令第7号

(設置及び目的)

第1条 この訓令は、本部の設置基準等に関する規程(昭和53年訓令第1号)第4条の規定により、草加市行財政改革推進本部(以下「行革推進本部」という。)を設置し、市の基本構想に立脚した自治行政の政策、財務、行政及び組織運営の全般にわたる持続可能な経営システムの構築とその推進を図ることにより、厳しい財政状況下においても、現在及び将来世代の市民負担を最小限に抑えながら、市民の視点に立った質の高い公共サービスを提供していくことを目的とする。

(所掌事務)

第2条 行革推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 全庁的な行財政改革の実施及び推進に関すること。
 - (2) 幹事会の報告に基づく改革の具体的な取組事項の決定に関すること。
 - (3) その他行財政改革の実施及び推進に関すること。
- (組織)

第3条 行革推進本部は、草加市行政会議規則(昭和41年規則第9号)第3条第1項に規定する者をもって組織する。

- 2 前項に定める者のほか、市長は、必要と認める職員を行革推進本部に出席させることができる。
- 3 本部長は、市長をもって充てる。
- 4 副本部長は、副市長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、行革推進本部を代表し、行革推進本部の事務を掌理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(行革推進本部会議)

第5条 行革推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 行革推進本部の会議の進行は、市長が指名する者が行うものとする。

(幹事会)

第6条 行革推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、行財政改革の実施及び推進に必要な事項について調査、検討及び調整を行い、行革推進本部の審議資料等を作成し、行革推進本部の事務を補佐する。

3 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総合政策部副部長、総務部副部長、監査委員事務局次長、総合政策課長、財務調整課長、庶務課長及び職員課長。ただし、その職にある者が複数の場合は、市長が指名する者とする。
- (2) 幹事会において審議検討を行う事項に関係する部局の副部長又は次長(その職にある者が複数の場合は、所属長を兼務している者を除く。)

4 幹事会に座長及び副座長を置く。

5 座長は、総合政策部副部長をもって充てる。

6 副座長は、総務部副部長をもって充てる。

7 座長は、幹事会を代表し、会務を掌理する。

8 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 幹事会の会議は、座長が招集し、座長は、会議の議長となる。

(ワーキンググループ)

第7条 幹事会における調査、検討等の資料を作成するため、各部局にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの構成員は、各部局長が選任する。

(関係職員の出席)

第8条 行革推進本部及び幹事会は、その所掌事務に関し必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 行革推進本部の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、行革推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が行革推進本部に諮って定める。

ワーキンググループで議論になったまちづくりの事例(参考)

	自治体名	取組内容
1	福岡県柳川市 水郷のまちの復活	水郷である柳川は今でこそ有名になり、たくさんの観光客が訪れています。以前は匂いがきつく、埋め立ても決まっていた掘割を1人の市職員がその大切さを訴え、清掃を始めました。そんな姿を見て市民も徐々に協力を始め、水郷のまち柳川が復活しました。
2	長野県小布施町 よそ者の力による 魅力の創出	北信濃に位置する小布施町は江戸時代の街並みを残し、現在は栗を使った和菓子や葛飾北斎によるまちづくりも進んでいます。毎年120万人以上の観光客が訪れ、市民中心のマラソン大会も開催し、市民が全国から参加者をもてなしています。
3	香川県高松市 映画の撮影地に 選ばれたことで観 光客誘致	香川県高松市北部に位置する庵治町(現在は高松市)は2004年に公開された映画『世界の中心で愛をさけぶ』のロケ地に選ばれました。現在は、映画のセットを資料館として整備し、映画のシーンを盛り込んだ散策マップを作成するなど、映画を活用して観光誘致を行っています。
4	静岡県富士宮市 富士宮やきそばに よるまちおこし	富士宮市のやきそばは麺の製法が他とは違うということから、それをきっかけにやきそばによるまちおこしを始めました。その後、B-1グランプリの開催ややきそば学会の設立など、現在も積極的にまちおこしを進めています。さらに富士宮市では、市をあげて「フードバレー構想」を推進しており、「食」を活かしたまちづくりを行っています。
5	徳島県上勝町 懐石料理のつまな どの出荷	上勝町は懐石料理の“つま”に使う葉っぱを販売しています。これは一人の農協職員が商品化し特産品となっています。今まで普通に裏の山に生えていたものが売れるのかという批判もありましたが、現在は年間1千万円以上稼ぐおばあちゃんもいます。副次的な効果として、国民健康保険が赤字から黒字へ転換し、若者もUターンしています。
6	東京都大田区 タイ王国への工場 移転	中小の製造業が立地する東京都大田区は、企業の生き残りを図るため、人件費の安いタイへの工場等の移転を斡旋しています。場所は、バンコク近郊にあるアマタナコン工業団地内にタイの工業団地開発運営企業「AMATAコーポレーションPCL社」が全面出資して整備し、2006年に開設した「オオタテクノパーク」です。 タイも、工業国として自立するために、大田区の高い技術力に魅力を感じており、双方の利害が合致し、成立した仕組みです。しかし、移転に際しては、企画部門などの企業の中核機能については大田区に残すことなどを条件にしています。

3 推進体制

1 | 草加市地域経営委員会(附属機関)

・設置根拠規程

草加市地域経営委員会条例

平成26年12月15日
条例第32号

(設置)

第1条 少子高齢化の進展、人口減少社会の到来等の社会環境の変化に対応した持続可能な質の高い市民サービスを提供するとともに、まちの魅力や付加価値を高め地域の豊かさを創出する地域経営の取組を推進するため、草加市地域経営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の求めに応じ、地域経営に関し必要な事項を調査審議し、意見を述べること。
- (2) その他地域経営の取組に関し必要な意見を述べ、又は助言を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 経営者
- (2) 知識経験者
- (3) 市民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
ー以下附則略ー

・委員名簿 (任期:平成31年(2019年)4月1日~令和3年(2021年)年3月31日)

区 分	氏 名	選出団体等
経 営 者	① 森 勇一 (副委員長)	森紙器(株) 代表取締役
	② 原 恵美子	ロータリー(株) 代表取締役
知識経験者	① 樋田 勉	獨協大学 経済学部教授
	② 大谷 基道	獨協大学 法学部教授
市民の代表者	① 大久保 和敏 (委員長)	元草加市市議 大久保金物(株) 代表取締役
	② 安藤 ちづる	埼玉県家庭教育アドバイザー 埼玉県家庭学習アドバイザー ノエビア埼玉東販売(株) 代表取締役

2 | 草加市地域経営推進本部(庁内推進組織)

・設置根拠規程

草加市地域経営推進本部設置要綱

平成27年6月12日

(設置)

第1条 少子高齢化の進展、人口減少社会の到来等の社会環境の変化に対応した持続可能な質の高い市民サービスを提供するとともに、まちの魅力や付加価値を高め地域の豊かさを創出する地域経営の取組を全庁的に推進するため、草加市地域経営推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 全庁的な地域経営の取組の実施及び推進に関すること。
- (2) 草加市地域経営委員会の意見及び推進本部幹事会の報告に基づく地域経営の具体的な取組事項の決定に関すること。
- (3) その他地域経営の取組の実施及び推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、草加市行政会議規則(昭和41年規則第9号)第3条第1項に規定する者をもって組織する。

- 2 前項に定める者のほか、市長は、必要と認める職員を推進本部に出席させることができる。
- 3 本部長は、市長をもって充てる。
- 4 副本部長は、副市長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を掌理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進本部会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 推進本部の会議の進行は、本部長が指名する者が行うものとする。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、地域経営の取組の実施及び推進に必要な事項について調査、検討及び調整を行い、推進本部の審議資料等を作成し、推進本部の事務を補佐する。

3 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総合政策部副部長、総務部副部長、総合政策課長、財政課長、庶務課長及び職員課長。ただし、その職にある者が複数の場合は、市長が指名する者とする。

- (2) 幹事会において審議検討を行う事項に係る部局の課長

4 幹事会に座長及び副座長を置く。

5 座長は、総合政策部副部長をもって充てる。

6 副座長は、総務部副部長をもって充てる。

7 座長は、幹事会を代表し、会務を掌理する。

8 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 幹事会の会議は、座長が招集し、座長は、会議の議長となる。

(ワーキンググループ)

第7条 幹事会における調査、検討等の資料を作成するため、各部局にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの構成員は、各部局長が選任する。

(関係職員の出席)

第8条 推進本部及び幹事会は、その所掌事務に関し必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が推進本部に諮って定める。

附 則

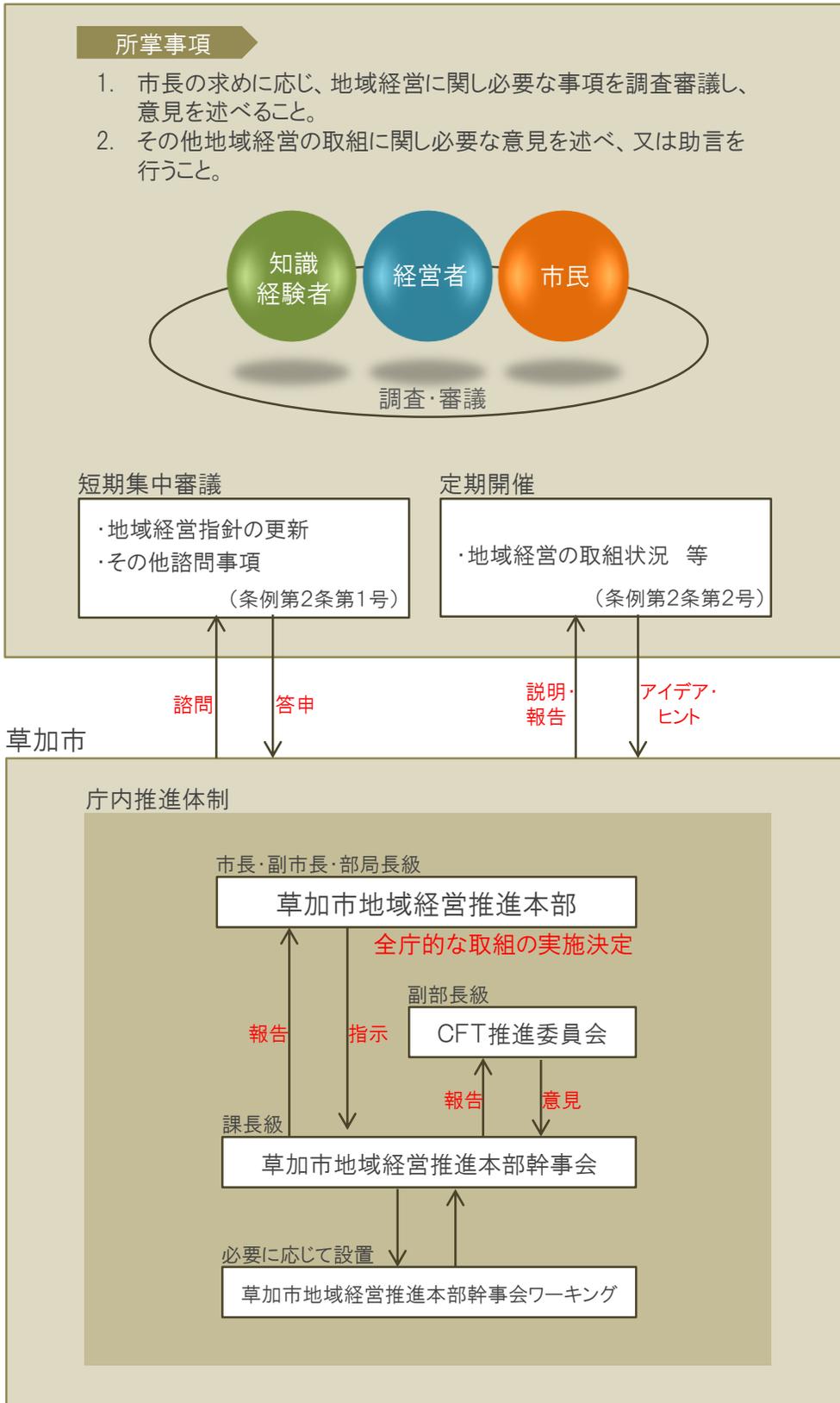
この要綱は、平成27年6月12日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

3 | 推進体制イメージ

草加市地域経営委員会



草加市地域経営指針 Ver.3

令和2年(2020年)3月発行
草加市 総合政策部 総合政策課
〒340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1
TEL:048-922-0151(代)

